

令和 7 年度

保育所利用案内

重要事項説明書



社会福祉法人 福島福祉施設協会

福島隣保館保育所

〒960-8067 福島市須川町 3 - 3 0

Tel.024-534-2966 携帯 090-6785-8306

Fax 024-534-3010

メールアドレス rinpokan2966@docomo.ne.jp



施 設 概 要

名 称 社会福祉法人福島福祉施設協会 福島隣保館保育所
 所 在 地 〒960-8067 福島市須川町 3-30
 Tel 024-534-2966 / 携帯 090-6785-8306
 Fax 024-534-3010
 経 営 主 体 社会福祉法人福島福祉施設協会
 〒960-8166 福島市仁井田字龍神前 2-1
 Tel 024-545-3221 / Fax 024-545-5158

沿 革

昭和 8 年 5 月 24 日 福島隣保館創設 保育部、授産部、診療部を設ける
 昭和 8 年 6 月 保母養成所を併設 (昭和 24 年 3 月廃止)
 昭和 9 年 1 月 児童部開設
 昭和 23 年 5 月 1 日 児童福祉法による児童福祉施設保育所許可を受ける
 昭和 26 年 4 月 福島隣保館保育所と名称を変更
 設置主体が福島市社会福祉協議会となる
 昭和 56 年 2 月 設置主体が社会福祉法人福島福祉施設協会となる
 昭和 56 年 9 月～昭和 58 年 3 月 改築のため旧保育専門学院(岳陽中一画)へ移転
 昭和 57 年 10 月 全面新築工事
 昭和 58 年 2 月 完成

施 設 内 容

○施設規模

- | | | | |
|-------|----------------------------|-------|-------------|
| ・構造 | 鉄筋コンクリート造 2 階建 | ・敷地面積 | 1 9 9 0㎡ |
| ・建物面積 | 5 2 2. 1 9㎡ | ・延床面積 | 7 3 6. 4 2㎡ |
| ・設備遊具 | ジャングルジム 登り棒 すべり台 鉄棒 砂場 プール | | |
| ・定員 | 1 2 0 名 (0 歳～6 歳) | | |

- クラス構成 ひよこ…0、1 歳 こじか…1 歳 はと…1、2 歳 ひばり…2 歳
 つばめ…3 歳 いちょう…4 歳 ぼぶら…5 歳 計 7 クラス
- ・その年の入所人数により混合になる場合があります。
 - ・入所児童数の変動により年度途中での進級もありますのでご了承ください。

- 開所時間 7：00～19：00 (18：00以降は延長保育)
- ・保育標準時間 7：00～18：00 ***別紙 1**
 - ・保育短時間 8：30～16：30

○延長保育 標準時間 18:00～19:00
 短時間 ①7:00～8:30
 ②16:30～18:00
 ③18:00～19:00 ***別紙2**

○休日 日曜日・祝日 年末年始 12月29日～1月3日
 ○実施保育事業 乳児保育（産休明け～） 延長保育 障がい児保育 一時預かり保育

○職員体制

職名	人数	職務	備考
所長	1名	保育所の業務を掌理し、所属職員を統括監督する。施設業務を総括指導する。	
主任保育士	1名	所長の命を受け保育の業務を掌理し、所属職員を統括指導する。	
副主任保育士	2名	主任保育士の業務を補佐し、所属職員を統括する。	
保育士	22名	担当するクラスの運営を行い、保育計画に基づいた的確な保育の実践を行う。また、園児と保護者にとって最も身近で頼れる存在として支援を行う。 保育計画を立案し、充実した活動ができるよう保育を行う。	
主任栄養士	1名	保育所給食と食育活動の統括指導を行う。 献立作成及び給食運営全般の業務を行う。	
調理員兼用務員	3名	献立に基づく調理業務及び衛生管理を行う。 保育所内の美化に努める。	
主事	1名	事務	
嘱託医	1名	園児の心身の健康管理を行うと共に健康診断の実施、保健衛生に関する相談指導を行う。	とやのクリニック
嘱託歯科医	1名	園児の心身の健康管理を行うと共に健康診断の実施、保健衛生に関する相談指導を行う。	穴戸歯科医院

※上記表は、厚生労働省児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく配置基準を満たし、より充実した保育体制を整えるための職員を配置したものです。

※開所時間中は、最低2名以上の保育士を配置し、保育にあたります。

※上記表は、作成日現在のものであり、変更が生じる場合があります。

保 育 の 理 念

子どもの最善の利益のため、その人権を尊重し、保護者と地域と共に、豊かな人間性と生きる力を育みます。

保 育 方 針

- 1、「新保育所保育指針」に則り、子どもの人権を尊重し、保育する。
- 2、笑顔あふれる温かい雰囲気の中で、子どもたち一人ひとりに寄り添い、心身ともに健やかな成長を育む。
- 3、豊かな食を通して生命の大切さ、生きる力を培う。
- 4、保護者とのより良い協力関係を築きながら、共に保育を進める。
- 5、健康で安全な環境のもとで、養護と教育の一体的な提供を行う。
- 6、子育てサービス・情報を提供する中で、地域との関わりを大切に子育て支援を行う。

めざす子ども像

- 1、心が豊かで体がたくましい子ども
- 2、自分で考え、行動できる子ども
- 3、友だちと仲良く遊ぶ子ども

福島隣保館保育所では・・・

リトミック・・・こじか・はと・ひばり・つばめ・いちょう・ぽぷら組が
音楽に親しみながら、体を動かすことを楽しんでいます。

講師：M. M リトミック 宗像 万記

ジャズダンス・・・いちょう・ぽぷら組が音楽に合わせてダンスを楽しんでいます。

講師：波恵ダンスカルチャーパーク 小林 真理
鈴木 育子

令和7年度 社会福祉法人 福島福祉施設協会
事業計画書

1. 運営方針

- (1) 子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保に努める。
- (2) 地域の保育ステーションとして、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援の役割を果たす。
- (3) 多様な保育ニーズに応え、保護者が安心して預けられるよう、質の高い保育を行う。《産休明け（満56日）からの乳児保育、延長保育（午前7時から午後7時）一時預かり、障がい児保育》
- (4) 研修に取り組み専門性の向上を目指す。
- (5) 養成校（保育士・栄養士・看護師）及び小・中・高校生等からの実習や体験・訪問を受け入れることにより保育所の機能と役割を知らせ、人材育成に繋げる。
- (6) 保育所の情報を提供・公開することにより地域社会や子どもの学びの連続性に配慮し、幼・保・小・中との交流や連携に努める。
- (7) 養護と教育の一体的な保育に努める。
- (8) 子育て支援の充実を図るため、SNSを活用し地域還元プロジェクト（みんなで子育て等）を展開していく。

2. 保育方針

- (1) 保育理念に則り、全体的な計画のもと保育を進める。
- (2) 適切な環境の中で子どもが安定した生活を送り、人格形成の基礎を培うことができるよう努める。
- (3) 常に保護者との共通理解のもと、家庭保育と集団保育との相互関係を大事にしながら保育を進める。
- (4) 食事や食に関する保育活動を通して、望ましい食生活や栄養摂取について知らせ、健全な心と体を育てる。
- (5) 子どもの心身の発達を阻害する事象を見逃さず、適切に対応する。
- (6) 小学校へのアプローチプログラムの一環として、就学児の交流会を実施し、心の育みを目指す。

3. 食事方針

- (1) 多種類の食品を使い、バランスよく組み合わせた献立をつくる。
- (2) 食材については、地産地消を中心に新鮮かつ旬の物を購入する。
- (3) 既製品は極力使用せず、原材料を始めから調理する。
- (4) 味付けには化学調味料を使用せず、薄味にして味覚を発達させる。
- (5) 年1回の嗜好調査を実施し、家庭と共に望ましい食習慣について考え実践していく。
- (6) 出来立ての主食や副食を提供する事により、子どもの食への意欲を高め食育の促進を目指す。
- (7) アレルギー児の対応など、個々の健康状態に応じた食事を提供する。
- (8) 食べ物による窒息事故を防ぐ為に、子どもの食べる機能の発達に合った食材、調理法を工夫し安全に提供する。

4. 健康管理

- (1) 身体測定、内科健診、歯科検診、乳児健診、尿検査(3歳以上、年1回)を実施する。
- (2) 食事前・帰所後などの小まめな手指消毒、手洗いうがいを徹底する。
- (3) 玩具等の子どもの使用するものや人の手が触れる部分の消毒を徹底する。
- (4) 定期的な換気による部屋の空気の入れ替えと室温・湿度を適正に保てるように工夫し、健康管理に努める。

5. 安全管理

- (1) 危機管理・衛生管理・感染症マニュアルを全職員に周知徹底させ、地域との連携の中でその時に応じた安全管理に努める。
- (2) 子どもたちに分かりやすい防災、防犯の指導を行う。
- (3) 安全管理に関わる研修に取り組み、その内容を職員全員に周知し実践することにより子どもたちの安全を守る。
- (4) 0歳児の午睡チェック用センサーの活用と目視確認で乳幼児の睡眠中の安全管理に努める。
- (5) 保育所に関わる全ての個人情報について、管理規程に沿って関係者の同意を得ながら慎重に取り扱う
- (6) 非常時において保護者への連絡をアプリにて行う。

6. 保育の質の向上

- (1) 施設外の研修及び研究会に参加し、保育行政や動向に対して理解を深める。
- (2) 園内研修やオンライン研修、キャリアアップ研修等に取り組み専門性の向上に努める。
- (3) 人権擁護のためのセルフチェックリスト等を活用し、適宜保育の振り返りを行う。
- (4) 保育ソフトを活用して記録を整理し、事務の円滑化を図る。

7. 主な施設設備等整備計画

項目	内	容	場 所
1	門扉 セキュリティロック	防犯対策強化のため	所庭南側門扉
2	プール塗装	劣化による改装	プール
3	トイレの扉交換	指はさみ防止のため	2階トイレ
4	保育室の押し入れ改修	経年劣化によるリフォーム工事	ひばり組
5	所庭アプローチ整備	雨水溜まり改善のため	所庭

〈テーマ〉 「心も体も健康に」



〈年齢別年間目標〉

年 齢	目 標
0歳	○衛生的で安心できる環境の中で、甘えや要求を十分に表現できるように信頼関係を築く。 ○生活や遊びを通して、心身の成長を促し、食べることや歩行、発語などへの意欲や好奇心を育む。
1歳	○身の回りのことなど様々なことを自分でやってみようとする。 ○身近な大人や保育士が見守る中で、友だちに興味を持ち関わろうとする。 ○給食のお手伝い活動を通して食材に興味を持ち、食事をする喜びを味わう。
2歳	○保育士や友だちとの関りの中で、自分のしたいことを言葉や行動で表現し、受け止めてもらうことで一緒に遊びを楽しむ。 ○たくさんの「できた!!」と一緒に経験し、達成感を味わいながら身の回りのことを自分でやろうとする。 ○様々な運動遊びを全身で楽しみ、お腹を空かせて食事をすることで満足感を味わう。
3歳	○保育士や友だちとごっこ遊び等をする中で、言葉のやり取りを楽しむ。 ○友だちと一緒に、ルール・約束を守ろうとしながら、一緒に遊ぶことを楽しむ。 ○栽培や給食のお手伝いなど様々な食育体験を通し、食材への興味や食べることの楽しさを友だちと共有する。 ○保育士の言葉や話を聞き、自分でも思ったことを伝える。
4歳	○自我や自主性が高まり「やってみよう」と意欲的な姿が増え、いろいろ「やってみよう!!」その中から「やってみたらどうだった？」をたくさん発見してく。 ○栽培や収穫などを通して、食べ物への興味・関心・感謝の気持ちを育む。
5歳	○健康・安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しを持って行動しようとする。 ○毎日の食事や栽培活動を通して、食べることを感謝し、食べることの大切さや喜びを味わう。 ○集団で生活することで、友だち等に思いや考えを伝えあいながら、心を通わせる喜びを感じる。

保育所生活について

<保育時間について>

保育時間申込書を提出していただきます。

<登降所について>

○登降所時はルクミーでの打刻をお願いします。混雑時はご自身の携帯電話で打刻してください。

また、ホワイトボードに掲示してある動物を順に入れてください。動物は時間により変わりますので、確認してください。

○登所時間は、9：00までです。

○欠席、登所時間に遅れるとき

- ・9：00までにルクミーを利用し連絡してください。9：00以降は電話にて連絡してください。連絡がない場合、安否確認のため保育所から連絡を入れさせていただきます。
- ・継続した休みについては、期間をお知らせください。

○登所時

- ・お子さんと一緒に、持ち物を決められたところに置いてください。
持ち物の準備が終わったら、お子さんを直接保育士に預けてください。
外に出てしまうなど危険行為の防止にご協力お願いいたします。

○降所時

- ・迎えの際は、必ず保育士に声をかけてください。
お子さんと一緒に、帰りの支度をしてください。
お子さんだけで、玄関から出たり、道路に飛び出したりすることがないように、車に乗るまではお子さんの手を離さないようにしてください。門の開閉は必ず保護者の方が行って下さい。
- ・迎えの方が変更になるときは、事前にご連絡ください。連絡のない場合には、確認の連絡をさせていただきます。

<駐車場の案内>

車で登降所する方は、次の事項へのご協力をお願いします。*別紙3

- ・駐車したら、エンジンを切り、必ず鍵をかけてください。
(近隣への迷惑、子どものいたずら、車上荒らし、置き引き等の犯罪防止)
- ・駐車スペースが限られていますので、送迎時は所庭で遊んだりせず、速やかにお願いたします。

<納入金等について>

- ・原則、銀行口座振替となります。
- ・主食・副食費、延長保育料、教材費の当月分は、翌月14日に請求、振替は25日になります。
残高等をご確認ください。(休業日の場合は翌銀行営業日となります)
- ・保育料(0.1.2歳児)は福島市の定めた額で、当月分は当月末日に振替になります。
(末日が休業日の場合は、翌銀行営業日となります)入金または、残高等をご確認ください。

★現金(保護者会費等)で納入していただくものについては、必ず職員に手渡してください。

金融機関に納める都合上、月～金曜日の朝に納入してください。土曜日はお預かりできません。

<主食費・副食費について>

3歳以上児の給食に係る費用として、毎月 7,500 円（主食費 1,000 円、副食費 6,500 円）を口座振替させていただきます。減額対象(※)は、長期欠席連絡票を提出時のみ適用となります。

(※) 2 週間以上連続して欠席する場合は福島市への提出書類（保育施設長期欠席連絡表）を確認の上、副食費月額 6500 円から(日祝祭日を除く)1 日あたり 260 円を減額します。

主食費月額 1000 円から(日祝祭日を除く)1 日あたり 40 円を減額します。

<延長保育について>

利用料は、1 回 200 円です。ご利用希望の方は延長保育申請書を提出してください。

利用する場合は、担任または対応にあたった保育士に、当日朝までにお知らせください。

急に必要となった場合は、電話でお知らせください。

<写真の販売について>

保育所生活の様子や行事の写真をインターネット販売しています。

- ・販売のお知らせをしますので、配布した用紙の QR コードをスマートフォンで読み込み、パスワード等の必要事項を入力し、注文番号、金額を確認の上、お申込み下さい。

<変更・退所手続きについて>

以下に変更があった時には、速やかにお申し出頂き、書類を市役所に提出していただきます。

・住所変更

・世帯員の変更（家族が増えた、減った）

・婚姻、離婚、死別



『支給認定申請内容変更届出書』

・保育必要量の変更（短時間保育、標準時間保育）

（例） 就労 妊娠出産 育児休業

求職活動 災害復旧



『支給認定変更届出書』

保育所をやめるとき



『退所届』 決まり次第、速やかにお伝えください。

<児童虐待について>

「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき児童並び保護者に対し、児童虐待防止の為の啓発、早期発見に努めます。

『児童虐待の防止等に関する法律 第5条』

学校、保育所や児童福祉施設、病院その他児童福祉に業務上関係ある団体や職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

『児童虐待の防止等に関する法律 第6条』

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに児童福祉事務所に通告しなければならない。

家庭との連携について

<連絡の方法について>

保育士は時間差勤務をしており、担任と直接話すことができない時もあります。

お子さんの体調の連絡等は、登所時、対応にあたった保育士に伝えてください。また、必要に応じて、ルクミーにてお知らせください。

随時面談等もお受けいたしますので、お申し出ください。

- ・子どもたちのその日の様子はルクミーにてお知らせいたします。

・発行物

毎月 1 日 : 保育所だより「須川の子」

※行事予定表を掲載しますので、予定の確認をお願いします。

毎月10日頃 : クラスだより ・ 食育だより「いただきます」

月 末 : 給食の献立表

随 時 : 保健だより ・ 保護者会だより

<提出物について>

書類等は、個人用の封筒に入れてお渡ししますので、封筒に入れて提出してください。

また、期日までの提出にご協力下さい。※封筒は1年間使用しますのでその都度返却してください。

<緊急連絡について>

・発熱(38.0℃)や発熱がなくても体調不良が見られたとき

『緊急連絡票』に記入された番号にご連絡させていただきます。

★都合で長時間職場を離れる場合などは、連絡先をお知らせください。

状況により速やかなお迎えにご協力ください。

・受診を必要とするケガや体調異変などが発生したとき

電話にて発生状況や症状をお伝えし、受診先医療機関のご相談をいたします。希望される医療機関がある場合は、お伝えください。受診後は、治療経過をご連絡します。



- ・受診予定先医療機関・・・休診の際には、変更になります。

受診科目	医療機関名	住所	電話番号
小児科	とやのクリニック（嘱託医）	鳥谷野字宮畑 64-1	544-1122
皮膚科	もり皮膚科小児科医院	大森字丑子内 58-5	545-3268
眼科	堀切眼科	太田町 8-17	563-1504
眼科	さとう眼科	大森島ノ内 69-17	544-6833
歯科	穴戸歯科（嘱託医）	矢剣 20-11	533-8118
耳鼻咽喉科	やすた耳鼻咽喉科クリニック	東中央 2 丁目 3-9	525-7565
外科・整形外科	ARC 吉田整形外科	早稲町 4-16	522-0321
脳神経外科	石橋脳神経外科クリニック	栄町 6-6 セントラルビル 2F	523-0360

<保険の加入について>

- ・「賠償責任保険」…あいおいニッセイ同和損害保険株式会社に加入しています。
- ・「独立行政法人日本スポーツ振興センター」…同意書を提出していただき、保護者会と保育所にて負担しています。

※別紙 4

<災害時緊急連絡について>

災害時の緊急避難場所は、福島民報ビルとなっています。

尚、緊急時の連絡はルクミーを使用します。

健康について

健康は、規則正しい生活から。『早寝早起き、朝ごはん』が基本です。

洗顔・歯磨き・整髪・身だしなみを整えて、登所しましょう。

登所前にいつもと違う様子が感じられた時には、保育士まで伝えてください。

<薬の服用について>

医師の診断により服用が必要な場合は担任にご相談下さい。以下の手順でお預かりいたします。

- ☐ 1 回分（水薬は 1 回分を別容器に移し替えたもの）
 - ☐ 名前を明記する（容器・個包装の袋にも）
 - ☐ 与薬依頼書を記入する ***別紙 5**
 - ☐ お薬説明書を添付する
 - ☐ 上記のものをジッパー付き袋に入れる
 - ☐ 保育士に手渡す **★手渡しされなかったものについては、与薬できません。**
 - ☐ 降所時、返却します（ジッパー付きの袋に、洗った容器と依頼書を入れます）
- ★塗り薬については、お手数でも塗布回数分の使い捨て手袋も入れてください。

★『与薬依頼書』・・・同封のものをコピーしてお使いください。

※与薬依頼書とお薬説明書、1回分のお薬をジッパー付きの透明袋に入れてください。

※別紙5

薬服用開始期間は、原則受診日となります

薬服用最終日は、処方された日数の最終日となります。与薬最終日後には、保護者の方のサインをお願いします。

与薬依頼書		クラス名
児童名		保護者名
※この用紙の裏には、お薬の説明書・必ず、薬の説明書を入れてお持ちください。薬の説明書がない場合は、必ずクラス名と児童名を記載してください。		
氏名(姓)	氏名(姓)	年 月 日
・薬の名称 (該当するものに○印) ・錠剤 () ・水筒 ・その他 () ・飲み薬 () ・点眼 () ・左 ・両方 () 分間の間隔を調べる		
・薬の服用(使用)のタイミング及び方法 ・昼食前 ・昼食後 ・午睡前 ・午睡後 ・その他 ()		
・薬の保管方法 ・冷蔵 ・冷凍所 ・その他 ()		
服用開始日	年 月 日	～ 月 日まで
月 日	月 日	月 日
授乳室		
与薬者		
与薬時間		
※薬服用の記録を毎日記入してサインを記入し、保護者へ返付をお願いします。		保護者のサイン
福島県保健所		

＜内科健診＞

嘱託医とやのクリニック山本喜代志先生による検診を年2回実施します。
入所時0歳児のお子さんについては、毎月「乳児健診」を実施します。

＜歯科検診＞

年1回実施します。
★検診結果は、速やかにお知らせします。
★要治療の方は、速やかに受診し、担任までお知らせください。

＜口腔内の衛生について＞

幼児期の子どもたちの歯を守るために、昼食後にお茶を飲む習慣から「ぶくぶくぺっ」のうがいをします。
3歳以上児の食後の歯磨き実施については、状況を見ながら開始します。
5歳児はフッ化物洗口を行います。実施においては同意書を提出していただきます。

＜尿検査＞

3歳以上児のみ年1回実施します。検査項目は、潜血・たん白・糖。
★検出された場合は、かかりつけ医で受診し、受診結果を担任まで報告ください。

＜予防接種＞

子どもたちを感染症から守るために、重篤な症状に至らないために適切な時期に受けましょう。
接種後は担任まで報告ください。また、新年度当初に『定期予防接種実施状況』の用紙で、記入漏れがないか確認していただきます。体調の良いときに、かかりつけ医と相談し、計画的に進めましょう。
また、予防接種後体調を崩すこともありますので、ご家庭で様子をみてください。

＜感染症にかかったとき＞

乳幼児期は、流行しやすい感染症の種類も多く、様々な感染源に無防備なために、一人の発症があればたちまち蔓延します。そのため、早期発見をし、治療する必要があります。病気が回復過程にあっても、病原体をまだ排出するために、他へ移す可能性のある期間は、病気の種類によって大体決まっています。また、登所停止期間が、そのときの症状によって必ずしも一律ではないので、集団生活に入るためには、医師の診断が必要になります。***別紙6** 感染症の蔓延を防ぐため『医師の意見書』を提出していただくようになります。

★『医師の意見書』・・・同封のものをコピーしてお使いください。***別紙7**

その他、ご家族が感染症に罹患した場合にも保育所の方へご連絡をお願いします。

＜メディアとの付き合い方＞～スマホやテレビに頼りすぎてはいませんか。～

小さな子どもたちにとっては、現実体験＝顔を合わせて話すことを通して、自分の思いを伝えるための言葉や、他の人の気持ちを感じる力が育まれます。

食事の時は、テレビを消してお話を楽しむ、ゲームや動画も時間を決める、時々声をかけるなどし、親子の会話の時間を大切にしましょう。

＜乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防のために＞

仰向けで寝かせていますか？（うつぶせ寝をさせていませんか？）

令和元年11月に厚生労働省より通達が入り、『子どもの安全を最優先とする意識の徹底と事故防止のガイドライン』に従い、お昼寝時に、睡眠時チェックをしています。

0歳児	・・・	5分毎に、午睡チェック用センサーを活用し確認 目視で体位・呼吸・顔色・熱等の確認
1歳児	・・・	5分毎に、目視で体位・呼吸・顔色・熱等の確認
2歳児	・・・	10分毎に、 //
以上児	・・・	30分毎に、目視で顔色等の確認

★乳幼児突然死症候群（SIDS）からわが子を守るために

【仰向けで寝かせましょう】・・・ご家庭でも仰向けで寝る習慣付けにご協力下さい。

【タバコはやめましょう】・・・受動喫煙 令和2年4月から全面禁煙が始まりました。



子どもたちの生活について

保育所的一天



時間	0, 1, 2歳児 (ひよこ・こじか・はと・ひばり)	3, 4, 5歳児 (つばめ・いちょう・ぽぷら)
7:00	◆開所	
	- 順次登所（9時まで） - 挨拶、健康観察、持ち物始末 - 自由遊び（当番保育士のもとで）	- 順次登所（9時まで） - 挨拶、健康観察、持ち物始末 - 自由遊び（当番保育士のもとで）
9:00	- 遊びの片付け、オムツ交換 - 排泄、手洗い	
9:30	- おやつ - 保育計画による活動、片付け	遊びの片付け、排泄、手洗い、 当番の仕事
10:00	- オムツ交換、排泄、手洗い - 昼食の準備	保育計画による活動、片付け、排泄 手洗い、昼食準備
11:00	- 昼食 - 食後の口・手拭き、オムツ交換	
11:30	排泄、着替え	- 昼食 - 歯みがき、片付け、排泄
12:00	お昼寝（14:30まで）	お昼寝（14:30まで）
12:30		
13:00		
14:30	オムツ交換、排泄、手洗い	排泄、身支度、手洗い
15:00	おやつ	おやつ
16:00	当番保育士のもとで活動	当番保育士のもとで活動
	～お迎え順に降所～	
18:00	延長保育 おやつ	
19:00	◆閉所	



<服装について>

- ・一人で脱ぎ着しやすく、汚れることを気にせず、遊べるものを着せて頂くようお願いいたします。
- ・引っかかる危険があるひも付き、フード付きの服、スカート、裾の広がったガウチョパンツ、スカッツなどは避けてください。また、服にスパンコール・ビーズなどが付いていると落下した際、口に入れる等誤飲にもつながりますので避けて下さい。
- ・子どもは代謝もよく汗かきです。できるだけ薄着を心掛けましょう。
- ・靴は、足のサイズにあった、子どもが自分で脱ぎ履きがしやすいものにして下さい。

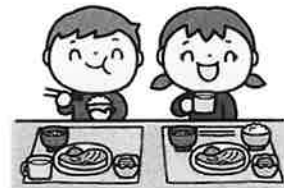
<持ち物>

- ・***別紙8**の持ち物をご準備ください。
- ・持ち物一つ一つ、見えやすい所にははっきりとお子さんの名前を書いて下さい。
- ・お譲りなどは、名前を書き換えてから使用頂くようお願いいたします。
- ・怪我防止のため、お守りは一つにさせていただき、キーホルダーなどとはご遠慮ください。

給食について

<給食目標>

- ・おなかがすくりズムのもてる子ども
- ・食べたいもの、好きなものが増える子ども
- ・一緒に食べたい人がいる子ども
- ・食事づくり、準備にかかわる子ども
- ・食べ物話題にする子ども



<給食の基本方針>

- ・できる限り多種類の食品を使い、バランスよく組み合わせた献立をつくる
- ・食材については、安全で新鮮な物を購入し、旬の食材を使用していく
- ・原材料をはじめから調理する（既製品は極力使用しない）
- ・味付けには化学調味料を使用せず、可能な限り薄味にして味覚を発達させる
- ・年齢に合った食事指導をし、望ましい食習慣を付けさせる
- ・季節に合った温度の食事を提供する事により、子どもの食の意欲を高め、食育の推進を目指す
- ・可能な限り個々の健康状態に応じた食事を提供する

<給食の内容>

全年齢児、完全給食です

○3 歳未満児

- ・0歳児は、ミルク、離乳食が出ます。
- ・育児用調整粉乳は、80℃以上の熱湯で調乳します。（厚生労働省通達）
- ・乳児の調乳と離乳食は子どもの成長にあわせて進めます。

- ・3歳未満児は身体がまだ小さいため、一度に食べられる量が少ないので、栄養を補う意味でも午前のおやつがあります。

○3歳以上児

- ・3歳以上児は、成長するにつれて、まとまった量が食べられるようになりますので、午前のおやつはありません。

○食物アレルギーのお子さんへの食事提供をしています

- ・全員の状況を**＊別紙9**の提出で確認します。
食品によるアレルギー要因のある場合は、医師の診断を受け、医師の指示書を提出していただきます。（栄養士まで申し出ください）**＊別紙10**

<1日の栄養摂取量>

	1～2歳児	3～5歳児
1日に必要な栄養	900～950Kcal	1250～1300Kcal
たんぱく質	20g	25g
脂 質	20～30g	20～30g
カルシウム	400～450mg	550～600mg
鉄	4.5mg	5.5mg

★保育所では、1日の必要量のおおむね半分を摂取しています。詳しい栄養量は献立表に載せてあります。また、数値はあくまでも目安と考えてください。

- ※ 保育所で楽しく十分に遊び過ごせるよう、朝ごはんはしっかり食べてから登所しましょう。
- ※ 離乳・幼児食献立表は前月末に配布します。
- ※ 毎月「いただきます」を発行しますので、ご覧下さい。
- ※ 毎日の給食は、事務所前のケースに展示しておきますのでご覧ください。
（量は2歳児量となっています）
- ※ 好評だったメニューのレシピを展示食ケースの上に置きますので、是非お役立て下さい。
- ※ 給食を提供できる時間（喫食時間）は、出来上がってから2時間となっています。
通院などで登所が遅れる場合には、ご注意下さい。

★安全な給食を提供するために、給食担当職員、ひよこ組担任保育士は毎月保菌検査を実施しています。

- 通 年・・・赤痢菌、腸チフス、パラチフス、サルモネラ
腸管出血性大腸菌O26、O111、O157
- 10月～3月・・・ノロウイルス（給食担当職員のみ）

保育所利用にあたり

<ご意見ご要望について>

保育所を利用して、気付いたこと、保育のこと、子育ての悩み等、送迎時に直接お伝え頂く、電話または『ご意見箱』でも受付けております。解決に向けて努めます。解決が難しい件は、以下の第三者委員に相談することができます。

苦 情 解 決 体 制

苦情解決者

□責任者	所 長	小野 美和
□受付担当者	主任保育士	海藤 晴美
□第三者	矢吹 稔	024-546-2255
	大河内 恵	024-567-3526
	斎藤 幸子	024-545-3859

苦情解決に社会や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置します。

<個人情報の管理について>

○保護者の皆様からお預かりした個人情報は、責任を持って管理いたします。また、保護者の方の承諾がない限り、個人情報を第三者に提供することはありません。

○おたよりや行事などでお子さんの名前を呼んだり、書き出したりすることがあります。また、インターネットにて写真等の掲示もしますので、ご了承下さい。

○行事等での保護者による写真や動画の撮影は、個人情報保護法により、許可なく他人に譲与、流出させないようにしてください。

○「個人情報使用同意書兼誓約書」の提出をお願いいたします。

保育所利用案内（重要事項説明書）の内容に同意していただき、重要事項同意書の提出をお願いいたします。

教育・保育施設の分類

各施設の主な違いは下記のとおりです。この利用案内において入所をご案内する保育施設は、認可保育所（園）、認定こども園（保育所機能）、地域型保育事業です。

施設、年齢		認定区分	内 容	利用時間	利用できる保護者	申請先
認可保育所(園) 0 ～ 5 歳		2号 3号	保護者の就労や病気などの理由により、家庭で保育ができない保護者にかわってこどもを保育する施設です。			
地域型保育事業 0 ～ 2 歳		3号	0歳から2歳までのこどもを保育する施設です。 小規模保育事業 少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。 事業所内保育事業 会社の事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育します。	保育時間 夕方まで 延長保育 施設により異なる	共働き世帯など、 家庭で保育ができない保護者	幼稚園・保育課 幼保認定係
認定こども園	保育所機能 0～5歳	2号 3号	幼児教育と保育を一体的に行う施設です。			
	幼稚園機能 満3～5歳	1号		教育時間 昼過ぎ頃まで 預かり保育 施設により異なる	制限なし	各施設（21～22ページ参照）
幼稚園 満3～5歳 (市立は4～5歳)		1号	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。教育時間の前後や、幼稚園の長期休業中などに預かり保育を行い、共働き世帯などでも利用できる施設もあります。			
認可外 保育施設		—	乳幼児の保育業務を目的とする施設で、児童福祉法などに基づく認可を受けていない施設です。市が年1回の立入調査を主とした指導監督を実施しています。	施設により異なる		

施設を利用するための認定

保育所（園）、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業などの利用を希望する保護者には、施設の利用のため以下のいずれかの認定を受けていただく必要があります。

認定区分		内 容
1号認定		お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合
の保育の 認定 必要性	2号認定 (満3歳以上)	お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由（2ページ）」に該当し、保育施設での保育を希望される場合
	3号認定 (満3歳未満)	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由（2ページ）」に該当し、保育施設での保育を希望される場合

保育施設を利用可能なかつた（保育を必要とする事由）

お子さんが集団保育可能で、保護者が次のいずれかの事由に該当する必要があります。

項 目		内 容
1	就 労	1 か月に6 4 時間以上、家庭外で仕事をしている場合または家庭で日常の家事以外の仕事をしている場合 ※育児休業中の場合、保育施設の利用開始月の月末までに復職する場合のみ就労に該当します。
2	母親の出産等	妊娠中や出産後間もない場合 ※入所期間は、出産予定日の2 か月前から、出産日から起算して8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日までです。 例：出産（予定）日：6 月3 日 入所期間：4 月～7 月
3	疾 病 等	病気や心身に障がいを持っている場合
4	病人の介護等	親族を <u>常時</u> 介護・看護している場合（要介護1 程度以上）
5	家 庭 の 災 害	火災、地震その他の災害の復旧に当たっている場合
6	求 職 活 動	求職活動をしている場合、または入所後求職活動をする予定の場合 ※入所期間は2 か月限定となります。この期間内に就労を開始し、そのことがわかる書類の提出がない場合には退所になります。
7	就 学	学校に在学している、または職業訓練を受けている場合
8	育児休業中の 継 続 利 用	既に入所している子（兄・姉）の保護者が、出産により育児休業を取得する場合、その出産した下の子（弟・妹）が1 歳になる前の月まで、既に入所している子（兄・姉）は継続して利用できます。 これを超える場合は特に事情がない限り退所となります。
9	そ の 他	上記の1 ～8 に類する状態にあると認められる場合

いくつかの質問に答えるだけで、認定されるか確認できます。



いくつかの質問に回答するだけで、認定を受けられるか確認できます。



行政手続きガイド
(保育施設の入所要件)

保育の必要量（保育施設の利用時間）

保育の必要量（施設の利用時間）は次のいずれかに区分されます。

区 分	施設の利用時間	保育を必要とする主な事由
保 育 標 準 時 間	施設で定めた開所時間内で、 1日最大11時間まで ※それ以上は別途延長保育料が必要	・ 就労（月120時間以上） ・ 母親の出産等 ・ 疾病等 など
保 育 短 時 間	施設で定めた短時間利用時間内で、 1日最大8時間まで ※それ以上は別途延長保育料が必要	・ 就労（月120時間未満） ・ 求職活動 ・ 育児休業中の継続利用 など

※実際に利用する際の保育時間については、入所決定後、認定区分の範囲内で各保育施設長とご相談ください。

延長保育実施要綱

社会福祉法人 福島福祉施設協会

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人福島福祉施設協会が運営する保育所に入所（園）している児童の保護者が、やむを得ない事由により通常の保育時間を超えて保育を必要とする児童について必要な事項を定めるものとする。

(資格条件)

第2条 延長保育の対象となる児童は、保護者の就労時間及び通勤時間を考慮し、延長保育が必要と認められる児童に限るものとする。

(申請及び許可)

第3条 延長保育を受けようとする保護者は、延長保育申込書に記入し各保育所（園）に提出し許可を得なければならない。

(保育時間)

第4条 1. 開所（園）時間と標準時間と短時間利用時間は次のとおりとする。

(1) 開所時間は月曜日から土曜日の午前7時から午後7時

(2) 標準時間認定利用時間設定は午前7時から午後6時

(3) 短時間認定利用時間設定は利用者の保護者の勤務時間等で各施設によって異なるが、当協会の施設は当面次のとおりとする。

・福島保育所、瀬上保育所、福島わかば保育園、飯坂保育所は、午前8時から午後4時

・福島隣保館保育所、福島ふたば保育園は、午前8時30分から午後4時30分

2. 延長保育時間は次のとおりとする。

(1) 標準時間利用児童は午後6時から午後7時

(2) 短時間利用児童は午前7時から各施設の短時間利用設定時間開始までと各施設短時間利用設定時間終了から午後6時

(短時間認定利用者の延長保育利用は突発性のものとし、常時利用の場合は市役所の標準時間認定を受けなければならない)

(延長保育利用料)

第5条 1. 利用料は、1人1回200円とする。(短時間認定利用者の場合は、短時間利用設定開始までの利用、短時間利用設定時間終了以後の利用は各1回とする)

2. 延長保育を利用した保護者は、利用料（月末締め）を原則毎月25日に口座より引き落としとする。ただし、口座振替に同意いただけない場合は現金での納入とする。

(延長保育停止)

第6条 施設長は、次の各号に該当すると認めるときは、延長保育の利用を停止することができる。

1. 第2条の要件に該当しなくなったとき

2. 保育上の指示に従わないとき

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、延長保育に関して必要な事項は施設長が定める。

(附則) この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

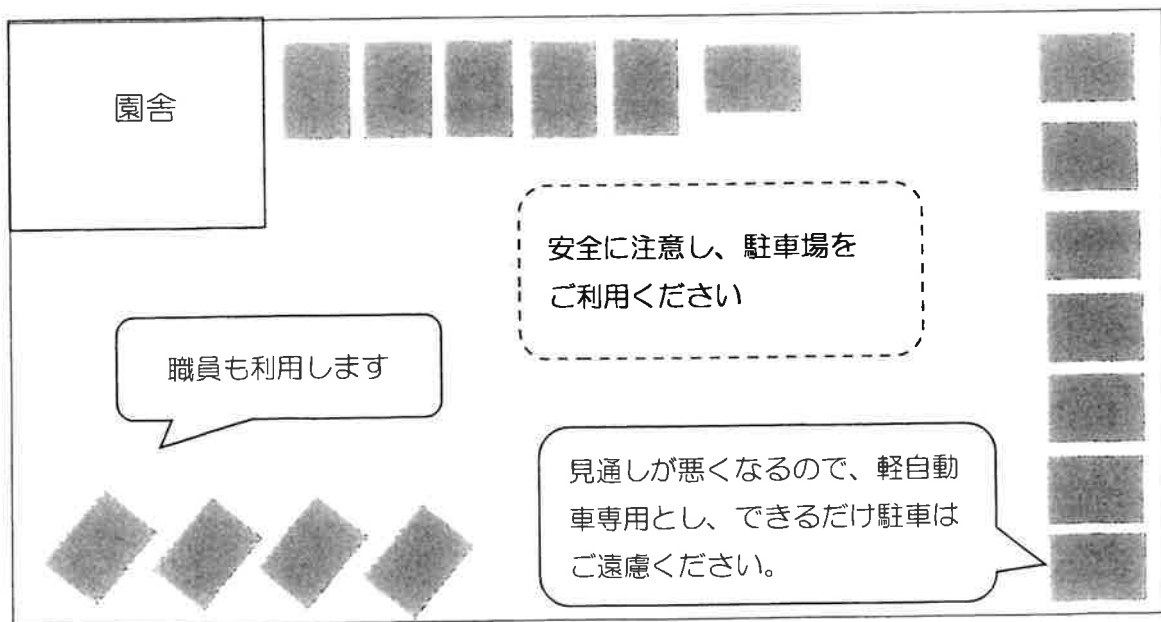
3

ご協力をお願いします

～混雑時（17:30～18:00）は特にご注意を～



* 保育所から右折される方は、道幅が狭くなっておりますので、気を付けて走行してください。



独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

社会福祉法人福島福祉施設協会では 福島隣保館保育所 に在園する児童の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」といいます。)と災害共済給付契約を結んでいます。

JSC の災害共済給付は、保育所(園)の管理下において児童が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、加入に同意くださる方は、下記の同意書に御記入の上、所(園)長へ提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在園中は自動更新となります。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	その原因である事由が保育所(園)の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費
疾 病	その原因である事由が保育所(園)の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10(そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障 害	保育所(園)の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第 1 級から第 14 級に区分される。)	障害見舞金 3,770 万円～82 万円 (登降園中の災害の場合 1,885 万円～41 万円)
死 亡	保育所(園)の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800 万円(登降園中の場合 1,400 万円)
	突然死	死亡見舞金 2,800 万円(登降園中の場合 1,400 万円)
	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 1,400 万円(登降園中の場合も同額)

なお、保育所(園)の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 保育所(園)で保育を受けている場合
- ② 通常の経路及び方法により登降園する場合

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等(例: 条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する保育所(園)の児童に係る災害については、医療費の給付は行いません。

*これは JSC の災害共済給付制度の概要を記載したものです。

■ 共済掛金(年額)

一般 保護者等負担額 235 円 (施設負担額 115 円)
 要保護 保護者等負担額 24 円 (施設負担額 16 円)

※負担金額は年額です。

(き り と り)

同 意 書

社会福祉法人福島福祉施設協会
 会長 木村 六郎 様

福島隣保館保育所

児童氏名

貴協会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在園する間、上記児童が加入することに同意します。

年 月 日

保護者氏名

印

与薬依頼書

クラス名

与薬依頼書

クラス名

児童名

保護者名

児童名

保護者名

※ジップパーの袋に、与薬依頼書・くすり・薬の説明書を入れて依頼してください。
薬の容器や袋には、必ずクラス名と児童名を記載してください。

※ジップパーの袋に、与薬依頼書・くすり・薬の説明書を入れて依頼してください。
薬の容器や袋には、必ずクラス名と児童名を記載してください。

病名(症状)	医療機関名	受診日	年	月	日
・薬の内容 (該当するものに○印)					
・粉薬 (包) ・水薬 ()					
・塗り薬(患部)					
・点眼 (右 ・ 左 ・ 両方) 分間の間隔を開ける ()					
・薬の服用(使用)のタイミング及び方法					
・屋食前 ・屋食後 ・午睡前 ・午睡後					
・その他 ()					
・薬の保管法					
・室温 ・冷暗所 ・その他 ()					
薬服用期間 年 月 日 ~ 年 月 日まで					
月 日	/	/	/	/	/
預かり者					
与薬者					
与薬時間	:	:	:	:	:
※最終日の記録を確認してサインを記入し、 保育所へ提出をお願いします。					保護者のサイン

福島県保館保育所

病名(症状)	医療機関名	受診日	年	月	日
・薬の内容 (該当するものに○印)					
・粉薬 (包) ・水薬 ()					
・塗り薬(患部)					
・点眼 (右 ・ 左 ・ 両方) 分間の間隔を開ける ()					
・薬の服用(使用)のタイミング及び方法					
・屋食前 ・屋食後 ・午睡前 ・午睡後					
・その他 ()					
・薬の保管法					
・室温 ・冷暗所 ・その他 ()					
薬服用期間 年 月 日 ~ 年 月 日まで					
月 日	/	/	/	/	/
預かり者					
与薬者					
与薬時間	:	:	:	:	:
※最終日の記録を確認してサインを記入し、 保育所へ提出をお願いします。					保護者のサイン

福島県保館保育所

登所（園）のめやす

1・医師の記入	感染症の種類	登所（園）のめやす
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化（かさぶたになる）するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹（腫れ）が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失する、又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	
	結核	
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	急性出血性結膜炎	
2・医師または保護者の記入	感染症の種類	登所（園）のめやす
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで ※【発症後5日とは】…発症した日は「0」とし、翌日から5日 ※【解熱した後3日とは】…解熱した日は「0」とし、翌日から3日
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで ※【発症後5日とは】…発症した日は「0」とし、翌日から5日
	溶連菌感染症	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	マイコプラズマ肺炎	
	ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱がなく（解熱後1日以上経過し）、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態がいいこと
	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化（かさぶたになる）するまで
	手足口病	発熱がなく（解熱後1日以上経過し）、普段の食事がとれること

医師の意見書

主治医の皆様へ

保育所（園）・認定こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の作成をお願いいたします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所（園）・認定こども園生活が可能となる状態となつてからの登所（園）であるようご配慮ください。

保育所（園）・認定こども園長様

児童名

●病名（□にチェックを入れてください）

1. 医師の記入	2. 医師または保護者の記入
☐ 麻疹（はしか） ☐ 風疹（三日ばしか） ☐ 水痘（水ぼうそう） ☐ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ☐ 腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等） ☐ 咽頭結膜熱（プール熱） ☐ 流行性角結膜炎（はやり目） ☐ 百日咳 ☐ 結核 ☐ 髄膜炎菌性髄膜炎 ☐ 急性出血性結膜炎	☐ インフルエンザ <u>※必ず下記日付をご記入ください。</u> 発症： 月 日 解熱： 月 日 ☐ 新型コロナウイルス感染症 <u>※必ず下記日付をご記入ください。</u> 発症： 月 日 症状軽快： 月 日 ☐ 溶連菌感染症 ☐ マイコプラズマ肺炎 ☐ ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等） ☐ ヘルパンギーナ ☐ RSウイルス感染症 ☐ 带状疱疹 ☐ 手足口病 ☐ その他（ ）

（医師記入欄）

上記の児童については、すでに症状も回復し裏面の「登所（園）のめやす」に基づき集団生活に支障がない状態になったので登所（園）可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関

医師名

印又はサイン

（保護者記入欄）

症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されたので登所（園）いたします。

令和 年 月 日

医療機関

保護者名

印又はサイン

(R5年5月～)

入所・進級にあたり準備するもの

項 目		ぽぷら いちょう	つばめ	ひばり	はと	こじか	ひよこ
毎日持ってくるもの	通園カバン	○	○	○	○		
	歯ブラシ	○					
	コップ・コップ袋	○	○	○	○		
	おしぼりタオル				○	○	○
	手口拭きナップ			○	○	○	○
	食事用エプロン				○	○	○
	よだれかけ						○
	授乳用ガーゼ (必要に応じて)						○
	オムツ			○	○	○	○
適宜用意するもの	着替え	○	○	○	○	○	○
	汚れ物入 ビニール袋(大)	○	○	○ 1束	○ 1束	○ 1束	○ 1束
	汚れ物入 ビニール袋(小)			○ 1箱	○ 1箱	○ 1箱	○ 1箱
	おしり拭き			○	○	○	○
	上履き 上履き入れ	○	○				
	パジャマ パジャマ入れ	○	○				
	午睡用布団 布団バック	○	○	○	○	○	

★布団について

- ・敷き布団にカバーをつけてください。
- ・バスタオル(大2枚)・毛布を1枚ずつ入れてください。
- ・ひよこ組は保育所の布団を使います。バスタオル(大2枚)・ベビー毛布を用意してください。

★使った分を忘れずに補充しましょう。

★持ち物には見やすい場所すべてにはっきりと名前をお書きください。

★持ち物の枚数等は、クラスよりお知らせします。

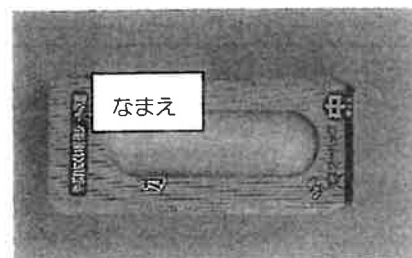
持ち物について

* 持ち物にはすべて大きくはっきりと名前を書いて下さい。

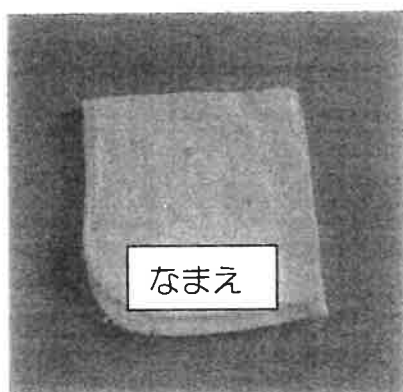
ビニール袋（大）



ビニール袋（小）



授乳用ガーゼ



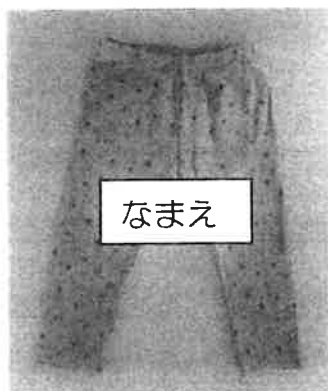
スタイ



エプロン



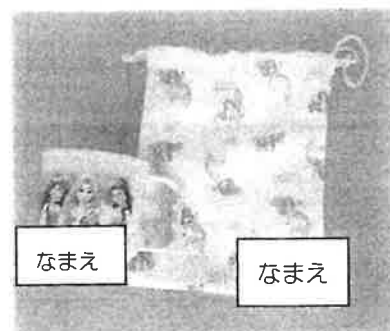
ズボン



長袖Tシャツ



コップ・袋



かばん



布団袋



布団



アレルギー疾患に関する調査

記入日：令和 年 月 日

施設名：		組：	
児童名：	年齢：	歳 ヶ月	男・女

1. 該当するアレルギー疾患はありますか。

・食物アレルギー ☐ ない ☐ ある ⇨ 質問2へ

・気管支喘息	☐ ない	☐ ある →治療： している ・ していない
・アレルギー性鼻炎	☐ ない	☐ ある →治療： している ・ していない
・アトピー性皮膚炎	☐ ない	☐ ある →治療： している ・ していない
・アレルギー結膜炎	☐ ない	☐ ある →治療： している ・ していない

⇨ 質問5へ

2. 医療機関でアレルギー検査等を受けたことがありますか。 → ☐ ない ☐ ある

※「ある」と答えた方（結果：

3. 食物が原因で、アナフィラキシーを起したことはありますか。

☐ ない ☐ ある →回数（ 回）最終発病年月（ 年 月）

原因食物：

症状：

【アナフィラキシーとは】

じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言います。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来たような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤なアレルギー反応です。

4. 現在、食物アレルギーが原因で起こる症状と家庭での除去について記入してください。

食品名	具体的な症状	除去しているか (○・×)

裏面へ

☐ ない ☐ ある→薬剤名（ ）

6. アレルギー症状が現れた場合、受診する医療機関を記入してください。

医療機関名		主治医名	
医療機関住所		電話番号	
医療機関名		主治医名	
医療機関住所		電話番号	
医療機関名		主治医名	
医療機関住所		電話番号	

優先順位	氏名	続柄	電話番号	連絡先	特記事項
1				自宅 ・ 職場 ・ 携帯	
2				自宅 ・ 職場 ・ 携帯	
3				自宅 ・ 職場 ・ 携帯	

--

福島市幼稚園・保育課

保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）

提出日 年 月 日

名前 男・女 年 月 日生（ 歳 ヶ月）

施設名

この生活管理指導表は保育施設や幼稚園の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限り作成するものです。

★保護者氏名：		★緊急連絡先		★保護者氏名：	
電話（続柄）		電話：		電話（続柄）	
①		②		①	
★連絡医療機関		★連絡医療機関		★連絡医療機関	
医療機関名：		医療機関名：		医療機関名：	
記載日		記載日		記載日	
医師名		医師名		医師名	
医療機関名		医療機関名		医療機関名	
保育施設や幼稚園での生活上の留意点		保育施設や幼稚園での生活上の留意点		保育施設や幼稚園での生活上の留意点	
A. 給食・離乳食		A. 給食・離乳食		A. 給食・離乳食	
1. 管理不要		1. 管理不要		1. 管理不要	
2. 管理必要		2. 管理必要		2. 管理必要	
B. アレルギーマニエーション		B. アレルギーマニエーション		B. アレルギーマニエーション	
1. 不要		1. 不要		1. 不要	
2. 必要		2. 必要		2. 必要	
（ ）内に記入		（ ）内に記入		（ ）内に記入	
C. 食物・食料を扱う活動		C. 食物・食料を扱う活動		C. 食物・食料を扱う活動	
1. 管理不要		1. 管理不要		1. 管理不要	
2. 管理必要		2. 管理必要		2. 管理必要	
D. 病型・治療のため除去食品で摂取不可能なもの		D. 病型・治療のため除去食品で摂取不可能なもの		D. 病型・治療のため除去食品で摂取不可能なもの	
※該当する場合、給食対応が困難になる場合があります		※該当する場合、給食対応が困難になる場合があります		※該当する場合、給食対応が困難になる場合があります	
1. 鶏卵		1. 鶏卵		1. 鶏卵	
2. 牛乳・乳製品		2. 牛乳・乳製品		2. 牛乳・乳製品	
3. 小麦		3. 小麦		3. 小麦	
4. 大豆		4. 大豆		4. 大豆	
5. ゴマ		5. ゴマ		5. ゴマ	
6. 卵殻カルシウム		6. 卵殻カルシウム		6. 卵殻カルシウム	
7. 醤油・酢・麦茶		7. 醤油・酢・麦茶		7. 醤油・酢・麦茶	
8. 大豆油・醤油・味噌		8. 大豆油・醤油・味噌		8. 大豆油・醤油・味噌	
9. ゴマ油		9. ゴマ油		9. ゴマ油	
10. かつおだし・いりこだし		10. かつおだし・いりこだし		10. かつおだし・いりこだし	
11. エキス		11. エキス		11. エキス	
E. その他の配慮・管理事項		E. その他の配慮・管理事項		E. その他の配慮・管理事項	
A. 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載）		A. 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載）		A. 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載）	
1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎		1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎		1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎	
2. 即時型		2. 即時型		2. 即時型	
3. その他（ ）		3. その他（ ）		3. その他（ ）	
B. アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載）		B. アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載）		B. アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載）	
1. 食物（原因）		1. 食物（原因）		1. 食物（原因）	
2. その他（医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー）		2. その他（医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー）		2. その他（医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー）	
C. 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載		C. 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載		C. 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載	
1. 鶏卵		1. 鶏卵		1. 鶏卵	
2. 牛乳・乳製品		2. 牛乳・乳製品		2. 牛乳・乳製品	
3. 小麦		3. 小麦		3. 小麦	
4. ソバ		4. ソバ		4. ソバ	
5. ピーナッツ		5. ピーナッツ		5. ピーナッツ	
6. 大豆		6. 大豆		6. 大豆	
7. ゴマ		7. ゴマ		7. ゴマ	
8. ナッツ類*		8. ナッツ類*		8. ナッツ類*	
9. 甲殻類*		9. 甲殻類*		9. 甲殻類*	
10. 軟体類・貝類*		10. 軟体類・貝類*		10. 軟体類・貝類*	
11. 魚卵		11. 魚卵		11. 魚卵	
12. 魚類*		12. 魚類*		12. 魚類*	
13. 肉類*		13. 肉類*		13. 肉類*	
14. 果物類*		14. 果物類*		14. 果物類*	
15. その他		15. その他		15. その他	
D. 緊急時に備えた処方薬		D. 緊急時に備えた処方薬		D. 緊急時に備えた処方薬	
1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬）		1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬）		1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬）	
2. アドレナリン自己注射薬「エピペン®0.15mg」		2. アドレナリン自己注射薬「エピペン®0.15mg」		2. アドレナリン自己注射薬「エピペン®0.15mg」	
3. その他（ ）		3. その他（ ）		3. その他（ ）	
・保管：室温・冷蔵庫・その他（ ）		・保管：室温・冷蔵庫・その他（ ）		・保管：室温・冷蔵庫・その他（ ）	

※保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表は年に1回保護者が施設に提出するものです。

◎保育施設等における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を関係者全体で共有することに同意します。

保護者名

福島市幼稚園・保育課

個人情報使用同意書兼誓約書

【同意事項】

① 事業所での開示

- ・提供される保育サービス
誕生表、各行事の写真や動画の掲載、ホームページ等への公開、
各行事での名前紹介、文集、遠足等のしおりや作品出展
- ・保育所（園）機能の強化、保育士等の資質向上にむけた研修・教育
- ・保護者会活動にかかるもの

② 他の事業所等への情報開示（第三者への開示）

- ・他の保育所（園）、協力医療機関等との連携等
- ・第三者評価機関等の外部監査機関または司法機関等への提出等
- ・行政機関等への各種報告等
- ・損害賠償保険等にかかる保険会社等への各種相談又は届出等

③ 上記以外の開示

- ・上記以外に開示として、以下項目がございます。項目を確認いただき、
同意の☑をお願いします。
 - ☐ 施設内での名前および写真の掲載
 - ☐ インターネット、新聞、テレビ等の外部メディアに写真、動画、
記事等の掲載
 - ☐ 行事や日常保育のビデオ撮影及び保護者の保育所（園）での鑑賞
 - ☐ 退所(園)したあとも、写真を使用

【誓約事項】

日常の保育、または行事等においてカメラおよびビデオカメラ等（スマートフォンなども含む）で撮影するにあたり、家庭内で鑑賞するため以外（SNS にあげる、他人への譲渡等）に利用しないことを確約します。

社会福祉法人 福島福祉施設協会

福島隣保館保育所 所長 小野 美和

令和 年 月 日

児 童 氏 名： _____

保 護 者 氏 名： _____ 印

児童から見た続柄： _____

保存用

重要事項同意書

当施設における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人福島福祉施設協会
福島隣保館保育所 所 長 小 野 美 和

私は、本書面に基づいて福島隣保館保育所の利用にあたって重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保 護 者 住 所 : _____

児 童 氏 名 : _____

保 護 者 氏 名 : _____ ⑩

児童から見た続柄 : _____